

施 設 基 準

項 目	内 容
客 室	<ul style="list-style-type: none"> ・階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1 m以上
	換気 <ul style="list-style-type: none"> ○客室の窓その他の開口部で換気に有効な部分の面積は、その客室の床面積に対して1/16以上（または、これに代る適当な換気装置があること）
	採光 <ul style="list-style-type: none"> ○客室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積は、その客室の床面積に対して1/8以上
	照明 <ul style="list-style-type: none"> ・客室、応接室および食堂：40ルクス以上 ・調理場および配膳室：50ルクス以上 ・浴室、洗面所、便所等：20ルクス以上 ・廊下および階段：20ルクス以上 <li style="text-align: right;">（ただし、深夜においては10ルクス以上）
	排水 <ul style="list-style-type: none"> ○敷地に、雨水および汚水を排出し、または処理するための適当な下水管、下水溝その他の設備を有すること
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ・近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の入浴設備を有すること ○適当な大きさの脱衣室を置くこと ○適当な数の水せんを有すること ○汚水は、屋外の下水管、下水溝等の排水設備に排出することができる構造であること
洗 面 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊客の需要を満たすことのできる適当な規模を有すること
便 所	<ul style="list-style-type: none"> ・適当な数を有すること ○汲取便所については、不浸透質の便器および便そうを設け、かつ、汲取口は密閉できる構造とし、防虫および防臭の設備を有すること ○便そうは、井戸および調理場から適当な距離を有していること ○数はおおむね客の定員10人について、大小便器各1基以上とすること 流水式の手洗器を備えること
その他の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、児童福祉施設、社会教育施設等が100m以内にある場合は、その施設から見通せない設備とすること
天井、床、材料	<ul style="list-style-type: none"> ○天井の高さは2.1m以上であること ○最下階の床が木造である場合の床の高さは45cm以上とすること （ただし、コンクリート、たたきその他これらに類する材料で地面をおおう等防湿上有効な措置を講じた場合を除く） ○外壁の床下部分には適当な数の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備を有すること
客 室 の 定 員	<ul style="list-style-type: none"> ・洋式の構造設備の客室床面積は6.6m²につき1人 ・和式の構造設備の客室床面積は5m²につき1人 ただし、公衆衛生の維持に支障がないと認められるときは、2.5 m²につき1人まで緩和できる。
営 業 者 の 遵 守 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・客室の入り口には、室名または室番号を表示しておくこと ・帳場および各客室の客の見やすい箇所に所定の宿泊料を表示しておくこと ・帳場には、営業従事者名簿を備え付けること

【構造設備の基準の特例】

○印の規定は、季節的状況、地理的状況等によってこれらの基準によることができない場合であって、かつ、知事が公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、これらの基準によらないことができる。